第九条の二第八項中「個人」の下に「（第二項第二号に掲げる規定に係る者を除く。）」を加え、同条第十項中「認定適格者等」を「第五項各号に掲げる規定に係る者」に改める。

第九条の三第二項中「認定適格者等」を「前条第五項各号に掲げる規定に係る者」に改める。

第九条の四第二項中「もの」の下に「（第九条の二第二項第二号に掲げる規定に係る者を除く。）」を加え、同条第四項中「認定適格者等」を「第九条の二第五項各号に掲げる規定に係る者」に改める。

第九条の五第一項中「、第一条の二」を削り、同条第二項中「認定適格者等」を「第九条の二第五項各号に掲げる規定に係る者」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第一条の三第一項」を「第一条の二第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「において準用する第一条の二第四項の規定」を「の規定」に、「第五条第四項において準用する第一条の二第四項」を「同項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第一条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第一条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第一条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項第一号中「第十項若しくは第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とする。

第九条の六第十項中「第一条の三第二項」を「第一条の二第二項」に改める。

第九条の十第一項中「第十三項、第十四項及び第十九項」を「第十二項、第十三項及び第十八項」に改め、同条第三項中「第十三項、第十四項」を「第十二項、第十三項」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

○法務省令第十六号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）及び同法第五条の規定により読み替えて適用する総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則（平成二十四年法務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。 ［2・3　略］	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。 ［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

外務大臣　河野　太郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

第九条中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第三号中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に、「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

第十二条第一項中「第一条の三第二項第十四号」を「第一条の二第二項第十四号」に改める。

第十五条第一項第三号中「第一条の二第一項」を削り、同項第四号中「第九条の五第十三項」を「第九条の五第十二項」に改める。

第十六条の八第一項第一号八中「第二十三条第一項前段」を「第二十三条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第九条の二の改正規定（同条第一項第十号に係る部分を除く。）、第九条の三第二項の改正規定、第九条の四の改正規定、第九条の五第二項の改正規定及び第十条の改正規定（同条第三号に係る部分を除く。）　平成三十年四月一日

二　第十六条の八第一項第一号八の改正規定　平成三十年五月一日

三　前二号に掲げる規定以外の規定　平成三十一年一月一日

（組合契約に基づく利益に係る所得税の免除を受ける者の届出に関する経過措置）

2　改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第一条の二第一項に規定する相手国居住者等（次項において「相手国居住者等」という。）である個人が交付を受ける同条第一項に規定する配分利益（次項において「配分利益」という。）で平成三十一年一月一日前に同条第一項に規定する金銭等交付日（次項において「金銭等交付日」という。）が到来するものについては、なお従前の例による。

3　相手国居住者等である法人が交付を受ける配分利益で平成三十一年一月一日前に開始した事業年度において金銭等交付日が到来するものについては、なお従前の例による。